

〔参考資料〕 尼崎市旅館業に関する条例の見直し等

1 現 状

法 律	旅館業法		住宅宿泊事業法
条 例	尼崎市旅館業に関する条例		尼崎市住宅宿泊事業に関する条例
区 分	旅館・ホテル	簡易宿所	民 泊
営業実施の手続	許可（保健所長）	許可（保健所長）	届出（市長）
年間宿泊日数	3 6 5 日	3 6 5 日	1 8 0 日まで
周辺施設による制限	規定なし	規定なし	周囲100m以内に教育施設がある場合 （施設長の同意が必要）
周辺住民への事前説明	不要	不要	要
客室の延べ床面積	床面積 7 m ² /室以上 （寝台を置く客室は 9 m ² /室以上）	3 3 m ² 以上 （10人未満の場合3.3m ² /人以上）	3.3m ² /人以上
フロントの設置	規定なし ※市ラブパチ条例で設置義務付け	規定なし ※市ラブパチ条例で設置義務付け	規定なし
営業可能な用途地域	住居専用地域、工業地域、工業専用地域以外（※都市計画法）	住居専用地域、工業地域、工業専用地域以外（※都市計画法）	住居専用地域以外

2 国の動き

1 旅館業における衛生等管理要領の一部改正

令和8年1月20日付で、国から「周辺地域の生活環境への悪影響の防止に向け、旅館業における衛生等管理要領の一部を改正した」との通知があり、同日から適用されている。

この通知では「各地域の実情を踏まえ、必要な場合には条例の改正等を行うなど、適切な対応をお願いする」旨が明記されており、あわせて条例改正等を行う場合に規定する内容を**要領の別表**において例示している。

【例示の内容】

1. 連絡先の標識掲示等

- ・ 外部から見やすい場所に標識（営業者氏名、施設名称及び連絡先などを記載したもの）を設置する
- ・ 連絡を受けた際、適切かつ迅速に対応できるよう、責任者を定める等の体制を整備する

2. 周辺住民への説明

旅館業の内容について、許可を受ける前に周辺住民へ説明する

3. 宿泊者へのルール説明

宿泊者に対し、騒音・ごみ処理等に関するルールや施設の使用方法を説明する

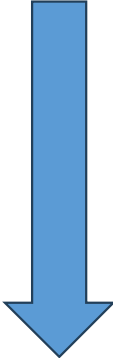
4. 宿泊者への注意

宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に中止を求める

3 市の対応方針

1 条例改正に向けて検討

- (理由)
- ・周辺地域の生活環境への悪影響の防止に向け、国において衛生等管理要領が改正されたこと
 - ・市内の簡易宿所周辺に在住の住民等から、生活環境の保持を目的とした要望があり、さらに所管事務調査につながるなど、国の衛生等管理要領の改正に合わせた動きがあること
 - ・上記の動きを契機とし、市として、住宅宿泊事業法（民泊）と同様に周辺住民に配慮した規定の必要性を認識したこと



※ 市民意見聴取プロセスの実施

国の要領改正に伴い、機械的に条例改正を行うのではなく、所管事務調査での要望も踏まえて、本市独自の規定を盛り込む可能性があることから、市民等の意向や意見を聴取していく。

※ 庁内検討会議の開催

まちづくり、住宅施策、観光などの多方面の観点について、庁内意見を聴きながら検討していく。

2 条例改正 令和9年6月議会

※ 市実施要領の策定

条例改正までには一定の検討期間が必要であることから、それまでは兵庫県の実施要領を参考に市実施要領を策定し、国の通知に沿った対応を行う。

（参考）旅館ホテル・簡易宿所・民泊 の施設数（兵庫県及び県内保健所設置市）

令和8年3月末現在

	旅館業法		住宅宿泊事業法
	旅館・ホテル	簡易宿所	民 泊
兵庫県	924	936	104
神戸市	280	54	167
姫路市	98	43	14
尼崎市	34	1	13
明石市	33	2	1
西宮市	28	3	1